

2023 年度 首藤奨学財団 奨学金事業 募集要項

1. 応募資格

2024 年 4 月の奨学金受給時において、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- 1 本財団が指定する神奈川県内の医学部を有する大学及び大学院（別表 1）の各学部、各研究科において、学士課程、修士課程又は博士課程で正規生として在学のもの。（いずれも私費留学生を含む）
- 2 医療及び医療基礎研究分野を専攻、又は研究しているもの。
- 3 人物・学力に優れ、熱意をもって取り組んでいるもの。
- 4 他の奨学金との併給可。日本学術振興会特別研究採用者も可。

2. 奨学金の内容

支給額：一人あたり 60 万円を一括給付予定です。

支給期間：1 年間

支給方法：本人名義の銀行口座へ振り込みます。

※本奨学金は給付型です。ただし、給付奨学生の身分を喪失した場合には、返還を要します。

詳しくは、「公益財団法人 首藤奨学財団 奨学金規程」（以下「奨学金規程」という。）を参照ください。

3. 給付奨学生採用数

2023 年度は 60 名程度募集予定です。

4. 応募方法

下記書類一式を揃え、必ず郵送にて、学校を通じて本財団に提出してください。

- ① 奨学生願書（所定の用紙による）
- ② 写真（たて 4 c m × よこ 3 c m で裏面に記名の上、①の奨学生願書に貼付）
- ③ 研究論文、研究計画書、または学校で取り組んでいること
（A4 用紙に記載のこと。5 枚以内）
- ④ 在学証明書
- ⑤ 学業成績証明書（直近のものをご提出ください。）
- ⑥ 奨学生推薦書
（1 通。学長、研究科・専攻長、指導教官等のうちいずれか 1 名により書かれたもの。
また、学校指定のものが存在する場合はそれを使用）
- ⑦ 家計支持者の所得証明書
（給与所得証明書、源泉徴収票、税務申告証明書、非課税証明書などの写し等）
- ⑧ 在留資格認定証明書（在留カード等） ※外国人留学生のみ

5. 応募書類受付期間

2023年10月1日（日）～2023年12月8日（金） ※財団事務所必着

所属の学校・学部で、別途締め切りを設定している場合がございます。
各学校内での締め切りは、教務等の奨学金担当窓口にご確認ください。

6. 応募書類提出先

〒223 0051

神奈川県横浜市港北区箕輪町 2-17-5

首藤奨学財団事務局宛 TEL 080 9771 6822

- ・「奨学生応募書類在中」と明記ください。
- ・送付頂いた書類などは返却いたしませんのでご了承ください。
- ・書類の不足や不備があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。
- ・配達の追跡のできる郵送方法を推奨いたします。
- ・原則として上記事務局へ直接持ち込むことは認めません。

7. 奨学金の給付決定

申込期日までに到着した願書等、応募書類に基づき研究内容、修学内容、人物等を総合的に検討し、選考委員の評価の上位の者より選考します。具体的な選考及び判断基準については、公表や開示は行いません。

結果は、決定通知書により 2024年3月下旬 に連絡します。

【重要】 各種連絡は原則メールでいたします。

願書に記載のメールアドレスの誤記入や、正確に読み取れないことにより連絡がつかない場合は書類不備とみなし、受理いたしません。その場合は採否の通知もできませんのでご了承ください。

また、各連絡の返信期日以内に返信がなく、連絡がつかない場合は応募辞退とみなします。

@shuto-zaidan.com からのメールが受信できるようにしてください。

8. 給付決定後の提出書類

奨学金の給付決定後、直ちに「銀行口座届出用紙」を奨学金事務局に提出してください。

9. 交付後の提出書類

奨学金の交付後、直ちに「奨学金 受領書」を奨学金事務局に提出してください。

10. 奨学金の辞退

給付奨学生は、辞退届の提出により奨学金給付の辞退を申し出ることができます。

1 1. 変更異動等の手続き

給付奨学生は、本財団に届け出ている内容に変更、異動が生じたときは、「異動届」を提出してください。

- 1 休学、退学、転学、卒業したとき。
- 2 停学、留年その他の処分を受けたとき。
- 3 病気、事故その他の理由により、3ヶ月以上欠席が見込まれるとき。
- 4 奨学生の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき。
- 5 その他重要な事由があるとき。(例：研究テーマ、研究内容の変更)

1 2. 奨学金の支給の停止

下記の事由が生じた際は、奨学金の支給の停止することがあります。

- 1 休学又は長期にわたって欠席したとき。
- 2 疾病などのために成業の見込みがなくなったとき。
- 3 奨学金規程第4条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。
- 4 偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたとき。
- 5 奨学金を不適切に流出または支出したとき。
- 6 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- 7 その他給付奨学生として適当でないと本財団が認めたとき。

1 3. 奨学金の打ち切り

奨学金の停止を受けた奨学生のうち悪質と認められる場合、奨学金の支給を打ち切りすることがあります。なお「打ち切り」とは、奨学生として資格を剥奪し、今後一切の奨学金を支給しないことをいいます。

1 4. 奨学金の返還請求

前項により奨学金の打ち切りを決定した事案について特に悪質と認められる場合、奨学金の一部または全額の返還を求めることがあります。なお、返還を求められた者は、請求の翌々月から起算して24か月以内に一括又は割賦にて、全額返還しなければなりません。

1 5. 個人情報の取扱い

応募にあたっては、奨学金規程第17条に定める個人情報の取り扱いに同意したものとみなします。

1 6. その他

その他詳細については、奨学金規程を参照ください。

1 7. FAQ

よくある質問については、財団ホームページFAQをご確認ください。

18. 問い合わせ先首藤奨学財団事務局

Email : info@shuto-zaidan.com

(別表1)

対象の大学：神奈川県内で医学部を有する次の大学、及び大学院

	学校名	学部・研究科
大学	横浜市立大学	医学部
	東海大学	医学部
	北里大学	医学部
	聖マリアンナ医科大学	医学部
大学院	横浜市立大学	医学研究科
		生命医科学研究科
	東海大学	医学研究科
	北里大学	医療系研究科
聖マリアンナ医科大学	医学研究科	